

## ○浜松市建築基準法施行細則

平成6年3月31日

浜松市規則第16号

[注] 平成17年6月から改正経過を注記した。

浜松市建築基準法施行細則(昭和48年浜松市規則第64号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(確認申請書等の添付図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知(以下「確認申請書等」という。)には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 敷地の位置を示す公図写し又はこれに代わるもの
- (2) がけの高さが2メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書
- (3) 県条例第10条の2第1項に規定する基準に適合することが確認できる図書として市長が認めるもの

2 用途地域内において建築しようとする建築物に係る省令第1条の3第1項の表1(い)の項に掲げる付近見取図は、縮尺2,500分の1又は3,000分の1とし、同項に規定する事項のほか、地域地区及び都市計画施設を明示したものでなければならない。

(平19規則126・平27規則79・平29規則62・一部改正)

(建築物の建築に関する確認の特例)

第3条 政令第10条第3号ハ及び第4号ハの規則で定める規定は、県条例第10条の2第1項(同項に規定する基準のうち市長が指定するものに係る部分に限る。)とする。

(平29規則62・全改)

(工事監理計画の届出)

第4条 次に掲げる申請又は届出をしようとする建築主は、当該申請又は届出を行う際、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、工事監理計画届(第2号様式)を建築主事に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(工事監理者が未定のまま確認の申請又は計画の通知をする場合を除く。)
- (2) 第23条第1項の規定による届出(工事監理者に係るものに限る。)

(平19規則97・旧第4条の2繰上・一部改正、平19規則126・平27規則79・一部改正)

(完了検査申請書等の添付書類)

第5条 省令第4条第1項第6号(省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 省令別記第19号様式の完了検査申請書(省令第8条の2第13項において準用する場合にあっては、省令別記第42号の13様式の工事完了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)

(2) 当該申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築物である場合は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める書類  
ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに適合するものとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)を受けた場合 省エネ基準工事監理報告書(標準入力法)(第3号様式)  
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理報告書(モデル建物法)(第4号様式)

(平18規則39・平19規則126・平24規則7・平27規則79・平29規則47・一部改正)

(中間検査申請書等の添付書類)

第5条の2 省令第4条の8第1項第4号(省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であって、政令第46条第4項の適用を受けるもの 次に掲げる書類  
ア 省令別記第26号様式の中間検査申請書(省令第8条の2第17項において準用する場合にあっては、省令別記第42号の17様式の特定工程工事終了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記

載された照合の実施状況を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)

- イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書(当該建築物に係る確認申請書等に当該図書を添付した場合を除く。)
- ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類(当該建築物に係る確認申請書等に当該書類を添付した場合を除く。)

エ その他建築主が必要があると認める書類

- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主が必要があると認める書類

(平19規則126・平24規則7・平27規則79・一部改正)

(定期報告を要する特定建築物の指定)

第6条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げるもの(政令第16条第1項に規定する建築物を除く。)とする。

- (1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (2) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (3) 公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (4) 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店又は料理店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階若しくは地階にその用途に供する部分を有し、かつ、それぞれの部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (6) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- (7) 観覧場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- (8) ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの
- (9) 政令第115条の3第1号の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (10) ポーリング場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの

(平28規則60・一部改正)

(特定建築物の定期報告)

第7条 省令第5条第1項の規定により市長が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等による特定建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

用途等による特定建築物の区分	時期
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	平成28年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
病院又は診療所の用途に供する特定建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものに限る。)	
学校の用途に供する特定建築物	
百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物	平成29年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものを除く。)	
共同住宅、寄宿舎又は政令第115条の3第1号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物	
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物	

## 展示場又は待合の用途に供する特定建築物

- 2 法第12条第1項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の調査は、報告の日前3月以内に行わ  
れたものでなければならない。
- 3 省令第5条第3項の報告書及び調査結果表の提出部数は正副2通とし、同項の概要書の提出部数は1通とする。
- 4 省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第7号の書類の保存期間は、3年とする。  
(平19規則126・平20規則58・平28規則60・一部改正)

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるもの(政令第16条第3項に規定す  
る特定建築設備等を除く。)とする。

(1) 小荷物専用昇降機

(2) 政令第16条第1項に規定する建築物及び第6条に規定する特定建築物(以下これらを「報告対象建築物」とい  
う。)に設ける換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により  
設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙機を使用する排煙設備及び非常用の照明装置に限  
る。)

(3) 第6条に規定する特定建築物に設ける防火設備(隨時閉鎖又は作動ができるもの(防火ダンパーを除く。)に  
限る。)

(平17規則123・平28規則60・一部改正)

(特定建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第9条 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築  
設備等及び昇降機等の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

特定建築設備等及び昇降機等の区分	時期
エレベーター	毎年法第7条第5項又は第7条の2第5項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日(工事の着手が昭和35年4月1日前の特定建築設備等及び昇降機等にあっては、同年5月1日)に応当する日の前30日から応当する日の後30日まで
エスカレーター	
小荷物専用昇降機	
乗用エレベーター又はエスカレーターで觀光のためのもの	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
換気設備	毎年8月1日から11月30日まで。ただし、省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目(以下この項において「検査項目」という。)にあっては、法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して3年(1月1日から7月31日までの間に検査済証の交付を受けた場合にあっては、2年)を経過する日の属する年までのいずれかの年の8月1日から11月30日までとし、その後は前回の当該検査項目に係る報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年の8月1日から11月30日までとする。
排煙設備	
非常用の照明装置	
防火設備	

- 2 法第12条第3項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の検査は、報告の日前1月以内に行わ  
れたものでなければならない。
- 3 省令第6条第3項の報告書及び検査結果表の提出部数は正副2通とし、同項の概要書の提出部数は1通とする。
- 4 省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第8号及び第9号の書類の保存期間は、1年とする。

(平19規則126・平20規則58・平20規則76・平22規則25・平28規則60・一部改正)

(垂直積雪量)

第9条の2 政令第86条第3項の規定により市長が規則で定める数値は、0.30メートル(旧春野地域自治区(浜松市区  
及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年浜松市条例第48号)第2条の規定による改  
正前の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第16条第1項第3号イに規定す  
る春野地域自治区をいう。)、旧佐久間地域自治区(同号ウに規定する佐久間地域自治区をいう。)及び旧龍山地  
域自治区(同号オに規定する龍山地域自治区をいう。)の区域内にあっては0.35メートル、旧水窪地域自治区(同  
号エに規定する水窪地域自治区をいう。)の区域内にあっては0.45メートル)とする。ただし、多雪区域を指定す  
る基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)第2に掲げる式又は同告示第2ただ  
し書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2本文に規定する市町村の区域又は同告示第2ただ  
し書に規定する当該区域とみなして計算できる場合にあっては、当該式又は手法により計算した数値とすることが  
できる。

(平17規則123・平24規則16・一部改正)

(建築物の認定の申請)

第10条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第6号様式)正副2通に次の表に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造図	縮尺並びに材料の種別及び寸法	50分の1以上
土地利用現況図	方位並びに付近の建築物の用途及び配置の状況	

2 県条例第5条第2項、第12条第3項又は第13条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書正副2通に次の表に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公団写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	50分の1以上

3 省令第10条の4の2第1項の規定により規則で定める図書は、次の各号の区分に応じ、当該各号の表に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公団写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上

(2) 法第44条第1項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公団写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	

配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	500分の1以上

(3) 法第55条第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上

(4) 法第57条第1項又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路(政令第131条の2第2項の規定による認定にあっては、計画道路及び予定道路を含む。)の位置及び幅員、隣接建築物の用途及び配置の状況、法第57条第1項の規定による認定にあっては高架工作物の柱又は壁の位置並びに政令第131条の2第3項の規定による認定にあっては壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

(5) 法第68条第5項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上

日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	500分の1以上

(6) 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区の区域の境界線、防災街区整備地区計画及び防災街区整備地区整備計画の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区の区域の境界線並びに敷地の位置	500分の1以上

(7) 法第86条の6第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
建物及び土地利用比率一覧表	棟別用途、階数、戸数、建築面積、延べ面積、構造、用地面積、建蔽率及び容積率	
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途、規模、高さ及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣棟間隔、戸数並びに敷地内の通路	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上

(8) 政令第137条の16第2号の認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上

2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

(平17規則123・平19規則126・平20規則69・平27規則79・平30規則19・平30規則81・令元規則9・一部改正)

第10条の2 省令第10条の16第1項第3号の書面の様式は、同意書([第6号様式の2](#))とする。

2 省令第10条の16第1項第4号の規定により市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 公図写し
- (2) 同意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

3 省令第10条の16第2項第3号の規定により市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 公図写し
- (2) 当該申請に係る省令別記第64号様式又は別記第64号の2様式による計画書  
(平19規則126・一部改正)

第10条の3 省令第10条の21第1項第2号の書面の様式は、合意書([第6号様式の3](#))とする。

2 省令第10条の21第1項第3号の規定により市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 公図写し
- (2) 合意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

第10条の4 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第87条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第67号の3様式の全体計画認定申請書正副2通に公図写しのほか、市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平19規則126・追加、令元規則9・一部改正)

(し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域の指定)

第11条 政令第32条第1項第1号の表に規定する市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、浜松市全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の公共下水道の事業計画のある区域で、特に市長が認める区域は、この限りでない。

(道路の位置の指定の申請)

第12条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定(変更・廃止)

申請書([第7号様式](#))正副2通に道路の位置の指定(変更・廃止)申請書添付図書([第8号様式](#))及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請の承諾書に係る印鑑登録証明書
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書  
(平17規則123・平22規則25・一部改正)

(指定を受けた道路の位置の変更又は廃止の申請)

第13条 [前項](#)の規定は、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2 省令第10条第1項及び第3項の規定は、[前項](#)において準用する[前項](#)の規定による申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は廃止した場合について準用する。

3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可を受けた開発区域内若しくは[第65条第1項](#)の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内の当該開発行為又は事業の工事が着手された部分に存する法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置の変更又は廃止については、法第43条第1項又は県条例第5条、第12条若しくは第13条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって[第1項](#)において準用する[前項](#)の規定による申請がなされたものとみなす。

(平19規則126・平22規則25・一部改正)

(指定を受けた道路の位置の表示)

第14条 法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた者は、側溝、街渠<sup>きよ</sup>その他の永久構築物により道路の位置を明確にしておかなければならない。

(地方公共団体が所有し、又は管理する道以外の道の指定)

第15条 地方公共団体が所有し、又は管理する道以外の道についての法第42条第2項の規定による道の指定は、当該道の指定を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、道の指定(変更・廃止)申請書(第9号様式)正副2通に道の指定(変更・廃止)申請書添付図面(第10号様式)及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法第3章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる道があったことを証明する図書

(2) 当該申請の承諾書に係る印鑑登録証明書

(3) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

(平17規則123・平22規則25・一部改正)

(道の指定の変更又は廃止)

第16条 前条の規定は、法第42条第2項の規定による道の指定を受けた道路(地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2 省令第10条第1項の規定は、前項において準用する前条第2項の規定による申請に基づいて道の指定を変更し、又は廃止した場合について準用する。

(平22規則25・全改)

(道の指定を受けた道路の標示)

第17条 法第42条第2項の規定により道路とみなされた道に接している敷地に建築物を建築しようとする者は、4.5センチメートル角以上で長さ45センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標ぐいで、当該みなされた道路の位置を標示しなければならない。

(建築等の許可の申請)

第18条 省令第10条の4第1項又は第4項の規定により規則で定める図書又は書面は、次の各号の区分に応じ、当該各号の表に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 法第43条第2項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	第12号様式
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式

(2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第85条第3項、第5項若しくは第6項又は第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	第12号様式

(3) 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書(法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する法第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式

各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ並びに外壁及び屋根の構造	<a href="#">第12号様式</a>
付近住民調書 (法第48条第16項第1号の規定による許可の場合及び市長が特に必要がないと認めた場合を除く。)		<a href="#">第13号様式</a>
建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の概要調書		<a href="#">第14号様式</a>
事業内容説明書		<a href="#">第15号様式</a>

(4) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	<a href="#">第12号様式</a>
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	<a href="#">第12号様式</a>
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	<a href="#">第12号様式</a>
処理施設位置図		<a href="#">第12号様式</a>
駐車計画図		<a href="#">第12号様式</a>
風向図		<a href="#">第12号様式</a>
設置計画書		
廃棄物及び汚水処理経路図		

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	<a href="#">第12号様式</a>
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路(法第68条の7第5項の規定による許可にあっては、予定道路を含む。)の位置及び幅員	<a href="#">第12号様式</a>
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	<a href="#">第12号様式</a>

日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	<a href="#">第12号様式</a>
駐車計画図		<a href="#">第12号様式</a>
防災避難計画書		

(6) 法第53条第4項又は第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	<a href="#">第12号様式</a>
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	<a href="#">第12号様式</a>
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	<a href="#">第12号様式</a>
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	<a href="#">第12号様式</a>
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	<a href="#">第12号様式</a>
防災避難計画書		

(7) 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	<a href="#">第12号様式</a>
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地又はこれに連接する土地で日影時間が2時間以上の範囲にある土地の区画の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	<a href="#">第12号様式</a>
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	<a href="#">第12号様式</a>
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	<a href="#">第12号様式</a>
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	<a href="#">第12号様式</a>

(8) 法第57条の4第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	<a href="#">第12号様式</a>
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	<a href="#">第12号様式</a>
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	<a href="#">第12号様式</a>

2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	第12号様式
区域図	縮尺、方位、特例容積率適用地区の区域の境界線及び敷地の位置	第12号様式

(9) 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	第12号様式
区域図	縮尺、方位、特定防災街区整備地区の区域の境界線並びに防災都市計画施設及び敷地の位置	第12号様式

(10) 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	第12号様式
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	第12号様式

(平17規則123・平19規則126・平20規則69・平24規則71・平27規則79・平30規則19・平30規則81・平31規則26・令元規則9・一部改正)

第18条の2 省令第10条の4の5第1項第3号の書面の様式は、同意書([第15号様式の2](#))とする。

2 省令第10条の4の5第1項第4号の規定により市長が規則で定めるものは、申請敷地ごとに[次の表](#)に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	200分の1以上
同意者の印鑑登録証明書		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

(平18規則39・令元規則9・一部改正)

第18条の3 省令第10条の4の8第1項第2号の書面の様式は、合意書(第15号様式の3)及び同意書(第15号様式の4)とする。

2 省令第10条の4の8第1項第3号の規定により市長が規則で定めるものは、取消対象敷地ごとに次の表に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
配置図	敷地内における現況の建築物の位置、用途及び規模	500分の1以上
各階平面図	縮尺及び方位並びに現況の間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺並びに現況の開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
合意者及び同意者の印鑑登録証明書		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

(平18規則39・令元規則9・一部改正)

第18条の4 省令第10条の16第3項第2号の書面の様式は、同意書(第6号様式の2)とする。

2 省令第10条の16第3項第3号の規定により市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 公図写し
- (2) 同意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書
- (4) 当該申請に係る省令別記第64号の2様式による計画書  
(街区の角等にある敷地の指定)

第19条 法第53条第3項第2号に規定する市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二つの道路に接し、その内角が120度以内である角の敷地
- (2) 二つの道路にはさまれた敷地
- (3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

(建築物の後退距離の算定の特例に係る建築物の部分の指定)

第20条 政令第130条の12第5号の規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第44条第1項第4号の許可を受けた公共用歩廊に接続する歩廊
- (2) 法第44条第1項第4号の許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下に接続する渡り廊下  
(前面道路の高さの特例)

第21条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合は、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(報告等)

第22条 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置する建築主は、し尿浄化槽の概要書(第16号様式)に、し尿浄化槽の位置(導入及び排水の経路を含む。)、構造及び仕様を示す図書を添えて建築主事に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定により届出をすべきときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、浄化槽事業者が未定のままし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該工事の着手前に浄化槽事業者を定め、浄化槽事業者決定届(第17号様式)を建築主事に提出しなければならない。
- 3 報告対象建築物の建築(用途の変更により報告対象建築物となる場合を含む。)をしようとする者並びに政令第16条第3項及び第8条に規定する特定建築設備等(以下「報告対象建築設備等」という。)又は政令第138条の3に規定する昇降機等(以下「報告対象昇降機等」という。)の設置をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める様式による建築・設置計画書を市長に提出しなければならない。

特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等の種類	建築・設置計画書の様式
建築物	第18号様式
換気設備	第18号様式
排煙設備	第18号様式
非常用の照明装置	第18号様式
防火設備	第18号様式
エレベーター	第19号様式
エスカレーター	第20号様式

- 4 法第3条第2項の規定により法第26条、法第27条、法第48条第1項から第14項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第52条、法第59条又は法第61条の規定の適用を受けない建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、不適格建築物等報告書(第23号様式)に、第12号様式による配置図及び平面図のほか、市長が必要があると認める図書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 前項の報告書を提出した建築物等の所有者等は、当該報告書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、不適格建築物等変更届(第24号様式)に、第12号様式による配置図及び平面図のほか、市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。
- 6 前2項の報告書及び届出書の提出部数は、正副2通とする。

(平19規則126・平28規則60・平30規則19・令元規則9・一部改正)

(申請書等の記載事項の変更等の届出)

第23条 法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主、設置者又は建築主(以下「建築主等」という。)は、工事完了前に確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、確認事項変更届(第24号様式の2)に変更内容を明記した図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

- 2 法若しくは政令又は県条例第5条第2項、第12条第3項若しくは第13条ただし書の規定による許可又は認定を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書又は認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、許可等事項変更届(第25号様式)に変更内容を明記した図書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 法若しくは政令若しくは県条例第5条第2項、第12条第3項若しくは第13条ただし書の規定による許可若しくは認定、法第6条第1項の規定による確認、法第7条第1項の規定による完了検査若しくは法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請又は法第18条第2項の規定による計画、法第18条第16項の規定による完了若しくは法第18条第19項の規定による終了の通知をした建築物等の建築主等は、当該申請又は通知を取り下げる場合は、取下げ・取りやめ届(第26号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。
- 4 法若しくは政令若しくは県条例第5条第2項、第12条第3項若しくは第13条ただし書の規定による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を取りやめた場合(法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、工事の計画の一部を取りやめた場合を除く。)は、取下げ・取りやめ届に、当該許可通知書、認定通知書又は確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。ただし、市長又は建築主事が特に必要がないと認めたときは、許可通知書、認定通知書又は確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

- 5 報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等について次の各号のいずれかに該当するときは、特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更・休止・再使用・除却届(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者若しくは管理者の氏名若しくは住所又は建築物の名称を変更したとき。
- (2) 特定建築物の用途又は特定建築設備等若しくは昇降機等の部分の構造を変更しようとするとき。
- (3) 使用の休止をしたとき。
- (4) 休止後の再使用をしようとするとき。
- (5) 除却したとき。

- 6 前項の届出の時期は、同項第2号又は第4号の場合にあっては当該変更又は使用しようとする日の20日前まで、その他の場合にあっては当該変更、休止又は除却した日から起算して10日までとする。

(平19規則126・平24規則7・平27規則79・平28規則60・一部改正)

(指定確認検査機関の照会)

第24条 法第77条の32第1項の規定により照会をしようとする指定確認検査機関は、照会書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についての平成8年6月24日(同日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間の改正後の浜松市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第10条第5号及び第18条第2号の規定の適用については、改正後の規則第10条第5号中「法第86条第1項、第4項、第8項又は第10項」とあるのは「法第86条第1項、第4項若しくは第8項又は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第86条第9項」と、改正後の規則第18条第2号中「法第48条第1項から第12項までの規定のただし書(法

第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」とあるのは「旧法第48条第1項から第8項までの規定のただし書(旧法第87条第2項若しくは第3項又は旧法第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」とする。

- 3 この規則の施行の際改正前の浜松市建築基準法施行細則の規定により提出されている申請書等は、改正後の規則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。
- 4 浜北市の編入の日(以下「編入日」という。)前に、浜北市建築基準法施行細則(平成14年浜北市規則第8号)の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。  
(平17規則123・追加)
- 5 編入日前に、建築基準法施行細則(昭和49年静岡県規則第6号)の規定によりされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。  
(平17規則123・追加)

附 則(平成9年2月28日浜松市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月1日浜松市規則第54号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第5条の規定は、公布の日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認を受けた建築物について適用する。

附 則(平成12年3月30日浜松市規則第54号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日浜松市規則第125号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日浜松市規則第41号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定及び第11条の見出しの改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2の規定は、平成13年4月1日以後の建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物に適用する。
- 3 この規則の施行の際改正前の浜松市建築基準法施行細則の規定により提出されている申請書等は、改正後の浜松市建築基準法施行細則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成14年3月1日浜松市規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月30日浜松市規則第62号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の浜松市建築基準法施行細則の規定により提出されている同意書等は、改正後の浜松市建築基準法施行細則の相当する規定により提出された同意書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成16年3月23日浜松市規則第28号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月2日浜松市規則第1号抄)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年6月30日浜松市規則第123号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日浜松市規則第39号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年6月15日浜松市規則第97号)

- 1 この規則は、平成19年6月20日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年11月30日浜松市規則第126号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第4条の改正規定は、建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(平成20年11月28日)から施行する。

(適用)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出された建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の3第2項第7号及び第8号の書類については、第1条の規定による改正後の浜松市建築基準法施行細則(以下「改正後の細則」という。)第7条第5項及び第9条第5項の規定は、適用しない。  
(経過措置)
- 3 改正後の細則第22条第3項の規定は、この規則の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けている建築物の建築については、適用しない。
- 4 改正後の細則第23条第5項の規定は、建築物に係る変更、休止、再使用又は除却を施行日以後にする場合に適用する。この場合において、施行日から平成19年12月31日までの間の建築物の用途の変更又は休止後の再使用に係る同条第6項の規定の適用については、同項中「当該変更又は使用しようとする日の20日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。
- 5 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
(浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)
- 6 浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第157号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成20年3月31日浜松市規則第58号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項又は第3項(同法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の調査又は検査を開始した者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月12日浜松市規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年8月12日浜松市規則第76号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定による報告を行った者に係る改正後の第9条第1項の規定の適用については、同項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して3年(1月1日から7月31日までの間に検査済証の交付を受けた場合にあっては、2年)」とあるのは、「前回の報告を行った日の翌日から起算して3年」とする。
- 3 施行日前に建築基準法第12条第3項の検査を開始した者に係る改正後の第9条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月24日浜松市規則第25号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第19号様式の改正規定は、同年3月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の第16条の規定に基づき建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により市長が指定したとみなされた道については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第7号様式から第10号様式までの規定により提出されている申請書等は、改正後の第7号様式から第10号様式までの規定により提出された申請書等とみなす。

附 則(平成24年2月27日浜松市規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日浜松市規則第16号抄)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年8月22日浜松市規則第71号抄)
- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 附 則(平成25年5月7日浜松市規則第48号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成26年9月1日浜松市規則第64号)
- 1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年5月29日浜松市規則第79号)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月25日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知(以下この項において「通知」という。)について適用し、施行日前にされた通知については、なお従前の例による。
- 3 新規則第5条の2の規定は、施行日以後にされる法第7条の3第1項の規定による申請又は法第18条第19項の規定による通知(以下この項において「申請等」という。)について適用し、施行日前にされた申請等については、なお

従前の例による。

附 則(平成28年6月1日浜松市規則第60号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則(平成29年3月31日浜松市規則第47号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により行われる申請について適用し、同日前に同法第7条第1項の規定により行われた申請については、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月27日浜松市規則第62号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日浜松市規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日浜松市規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市規則第8号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日浜松市規則第26号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13号様式の規定は、この規則の施行の日以後に行われる建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項から第14項までの規定のただし書(同法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する同法第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可の申請について適用し、同日前に行われた同法第48条第1項から第14項までの規定のただし書の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月21日浜松市規則第9号)

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

附 則(令和3年3月24日浜松市規則第17号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

第1号様式 削除

第2号様式(第4条関係)

(平26規則64・全改、令3規則17・一部改正)

## 第2号様式（第4条関係）

## 工事監理計画届

年 月 日

(あて先) 建築主事

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

次のとおり浜松市建築基準法施行細則第4条の規定により工事監理計画を届け出ます。

区分	確認を行う部位、材料の種類等	照合内容	照合を行う設計図書	照合方法
1 敷地の形状、高さ、衛生及び安全				
2 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法				
3 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等				
4 建築物の各部分の位置、形状及び大きさ				
5 構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
6 特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況				
7 居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積				
8 天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ				
9 開口部に設ける建具の種類及び大きさ				
10 建築設備に用いる材料の種類及びその照合する内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)				
11 備考				

第3号様式(第5条関係)

(平29規則47・全改、令3規則17・一部改正)



第3号様式（第5条関係）

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

年　　月　　日

(あて先) 様

工事監理者

次のとおり工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名 地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 窓の仕様及び設置状況（フレームドボックス及び底の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2 空気調和設備	① 热源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	③ 热源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）及び設置状況		A・B・C	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑧ 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様設置状況		A・B・C	適・不適

⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適	
3 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代		A・B・C	適・不適

各空調機を含む) の設置状況				
4 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C	適・不適
5 給湯設備	① 热源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	③ 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
6 昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
7 太陽光発電 設 備	① 太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
8 コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注)

- 1 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
  - 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
  - 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
  - 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
- A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

#### 第4号様式(第5条関係)

(平29規則47・全改、令3規則17・一部改正)



第4号様式（第5条関係）

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

年　　月　　日

(あて先) 様

工事監理者

次のとおり工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名	
地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 外皮	① 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 窓の仕様及び設置状況（プラインドボックス及び庇の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2 空気調和設備	① 热源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
3 換気設備	① 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
4 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適

② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイマスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ感知制御】		A・B・C	適・不適
--	--	-------	------

5 热源機器	① 热源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	③ 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
6 昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
7 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で印んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

## 第5号様式 削除

(平29規則47)

## 第6号様式(第10条関係)

(令3規則17・一部改正)

## 第6号様式(第10条関係)

## 認 定 申 請 書

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

建築基準法施行令第115条の2第1項 第4号ただし書の規定による認定を受けたいの  
静岡県建築基準条例第 条

で、次のとおり申請します。

1 建築主の 住所及び氏名				
2 代理者の資格、 氏名及び建築士 事務所名・所在地		( )建築士( )登録第 号		
		( )建築士事務所( )知事登録第 号		
3 設計者の資格、 氏名及び建築士 事務所名・所在地		( )建築士( )登録第 号		
		( )建築士事務所( )知事登録第 号		
4 敷地 の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区 域・地域・ 地区・街区	
	防火地域	防火・準防火・指定なし		
5 建 築 物 等 の 概 要	主要用途		構造	
	敷地面積	m <sup>2</sup>		
	建築面積	m <sup>2</sup> (敷地面積との比 %)		
	延べ面積	( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (敷地面積との比 %)	
	階 数	地上	地下	最高の高さ
6 認定を必要 とする理由				
7 備考				

注 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

## 第6号様式の2(第10条の2・第18条の4関係)

(平18規則39・一部改正)

第6号様式の2(第10条の2・第18条の4関係)

同 意 書

第86条第1項

第86条第2項

建築基準法 第86条第3項 の規定による 認定 の申請に係る当該対象区域内の各建

第86条第4項

第86条の2第2項

築物の位置及び構造に関する計画について、同法 第86条第6項 の規定に基づき同意  
第86条の2第4項

します。

1 申請者の住所及び氏名

2 対象区域の位置

3 対象区域の面積

4 対象区域内の建築物の概要

(1) 用途

(2) 株数

(3) 各建築敷地ごとの延べ床面積

(4) その他

同 意 欄				
対象区域 との関係	土 地 の 所 在	関 係 者		同意年月日
		住 所	氏 名	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

注 1 対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入してください。

2 関係者の印は、実印を押してください。

第6号様式の3(第10条の3関係)

第6号様式の3(第10条の3関係)

合意書

建築基準法第86条の5第1項の規定による認定の認定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象区域の位置
- 3 対象区域の面積
- 4 対象区域内の建築物の概要
  - (1) 用途
  - (2) 棟数
  - (3) 各建築敷地ごとの延べ床面積
  - (4) その他

合意欄				
対象区域 との関係	土地の所在	関係者		合意年月日
		住所	氏名	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

注 1 対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入してください。

2 関係者の印は、実印を押してください。

第7号様式(第12条・第13条関係)

(平22規則25・令3規則17・一部改正)

第7号様式(第12条・第13条関係)

道路の位置の指定(変更・廃止)申請書

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

次のとおり建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定・変更・廃止を受けたいので、申請します。

1 代理者の 住所及び氏名	電話番号							
2 図書作成者の 住所及び氏名	電話番号							
3 道路の敷地の 地名地番								
4 道路に接する敷 地の地名地番								
5 隣接する既に 指定を受けた 道路の位置の 指定年月日及び 指 定 番 号				6 道路の位置の 指定年月日及び 指 定 番 号				
申 請 道 路	7 図面上 の符号	幅 員	延 長	関係地番	図面上 の符号	幅 員	延 長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
8 表 示 の 方 法								
9 変 更 又 は 廃 止 の 理 由								
10 備 考								

注 1 不要な文字は、抹消してください。

2 6欄及び9欄は、道路の位置の変更又は廃止の場合のみに記入してください。

3 8欄は、U字側溝、L型側溝等と具体的に記入してください。

第8号様式(第12条・第13条関係)

(平22規則25・令3規則17・一部改正)

Ⅲ. 並用する権利は、記入しないでください。  
1. 不要な文字は、削除してください。  
2. 不要の権利項目は、上塗りして下さい。  
3. 不要の権利登録者名は、本人(権利登録者等)が記入し、押印してください。  
4. 権利登録者の氏名は、漢字(フリガナ)と英字(カタカナ)で記入してください。  
5. 権利登録中の権利の件数は、最大10件(小数点以下四捨五入まで)としてください。

### 3. 地物探查与脚踏车行进路线

凡ての 方位	申請する 施設の位置	8-8	既存道路	—	整地界	—	下水	—	予定建築物 (用途を記入 すること。)	—
4	予定する 施設の位置	—	埋土される 道路の位置	—	地盤界	—	解	—		—
出された面積の 位置及び建築 面積を記入すること。)	—	面積	—	生地	—	既存建物 (用途を記入 すること。)	—		—	
中請者 在所具名	面積	—	面積	—	面積	—	面積	—		

1) 地図中に港湾及び川名をそれぞれ記入してください。  
2) 方位は、10分の1の四隅の方格と一概させください。  
3) 葵筋の長さの単位は、メートル(小数点以下第3位まで)としてください。  
4) 10の番組名・付送見取扱いと他の番組名(番組名及び番号等)を横並びにする場合は、1)の3種の土地所有者等の記者判用に用いた印字で説明してください。

## 第9号様式(第15条・第16条関係)

(平22規則25・全改、令3規則17・一部改正)

第9号様式(第15条・第16条関係)

道の指定(変更・廃止)申請書

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

次のとおり建築基準法第42条第2項の規定による指定・変更・廃止を受けたいので、申請します。

1 代理者の 住所及び氏名	電話番号							
2 図書作成者の 住所及び氏名	電話番号							
3 道の敷地の 地名地番								
4 築造年月日								
5 変更又は廃止をし ようとする道路の 指定年月日及び指 定番号								
6 申請の道	図面上 の符号	幅員	延長	関係地番	図面上 の符号	幅員	延長	関係地番
	m	m			m	m		
	m	m			m	m		
	m	m			m	m		
	m	m			m	m		
7 変更又は 廃止の理由								
8 特記事項								

注 1 4欄は、築造年月日が不明の場合には、記入しなくても差し支えありません。

2 5欄及び7欄は、道の指定を受けた道路の変更又は廃止の場合のみ記入してください。

3 建築基準法第42条第3項の規定による水平距離を定める場合には、8欄に周囲の建築物等の態様について記入してください。

第10号様式(第15条・第16条関係)

(平17規則123・平22規則25・令3規則17・一部改正)

1. 用紙の各欄は、記入しないでください。  
2. 地圖の樹種別は、土壌等所有権、面積等又はその土地内の他の地物等に掲げて有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。  
3. 地圖の丘陵及び山名は、本人が該地主所有者等が記入し、押印してください。  
4. 地圖の頭中の「長」の印跡は、トヨタ（小字敷合以下隠すまで）としてください。  
5. 不明な文字は、林業課へ連絡してください。

### 3. 地物探查(深测或航飞)与勘探

凡ての 方				申請する道の 区・町	8-8	直存用紙	—	製造業	—	下名	—	未定建築物 (用途を記入 すること。)
								地番	—	番	—	
未定する道路 後退の位置				—	—	施主される 道路の位置	—	町	—	生	—	既存建築物 (用途を記入 すること。)
新設された道 の位置及び建築 番号を記入すること				—	—	都市計画用紙	—	番	—	作成日	—	
						面積	—	生	—	年月日	—	

注：① 面積中に通過点が複数ある場合はそれぞれ記入してください。  
② 方位は、10°の範囲の四半分方位と一致させてください。  
③ 道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第4桁まで)としてください。  
④ 1車両路、付近原生樹林又は被削開拓地又は河川等に接する場合は、1車両路、木立又は樹林等の所有者等の認定押印を用いて印押して捺印をしてください。

第11号様式 削除

## 第12号様式(第18条・第22条関係)

(令3規則17・一部改正)

第12号様式(第18条・第22条関係)

圖面名		縮 尺	1: 1000	設計者氏名	( )建築士

第13号様式(第18条関係)

(平31規則26・令3規則17・一部改正)



意見等
(その他説明会等における意見等)

説明者の氏名	
--------	--

注 1 符号欄、権利別欄、住所及び氏名欄は、5欄の記入内容と一致させてください。ただし、法人にあっては、説明を受けた者の氏名及び役職名も併せて住所及び氏名欄に記入してください。

2 意見等欄には、利害関係者からの意見等を記入してください。

3 その他説明会等における意見等欄には、意見者が特定できない場合や、利害関係者以外の者から特筆すべき意見等があった場合に記入してください。

4 説明者の氏名欄には、法人にあってはその名称も併せて記入してください。

## 第14号様式(第18条関係)

(令3規則17・一部改正)

建築物等の概要表									
種類 別	種類 式	第1回許可年月日 第 号		中計	第2回許可年月日 第 号		中計	第3回許可年月日 第 号	
		施用	用途又は は新規		降期	増築又 は新規		合計	
		施用	用途又 は新規		降期	増築又 は新規		合計	
建 築 物 等 の 概 要 表	構造								
	耐震								
	構造								
	耐震								
	構造								
	耐震								
	構造								
	耐震								
	構造								
	耐震								
施 設 等 の 概 要 表	施設								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
施 設 等 の 概 要 表	施設								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
	田方の合計								
	台数								
計	耐震								
	設計者姓名	( )	建築七						

## 第15号様式(第18条関係)

(令3規則17・一部改正)

## 第15号様式(第18条関係)

## 事業内容説明書

1 事業内容				
2 発生する公害の種類		騒音・振動・粉じん・ばい煙・ガス・悪臭・水質汚濁・その他	3 主要原材料の種類及び使用量	種類 一日当たりの使用量
4 危険物の種類・貯蔵量及び使用量		種類	5 煙突	高さ
		貯蔵量		口径
		一日当たりの使用量		
6 機械設備の稼働時間又は営業時間		7 取水量	m <sup>3</sup> /D	
8 排水量及び水質		m <sup>3</sup> /D	9 騒音の大きさ	デシベル
10 公害の処理方法				
設計者氏名	( )建築士	申請者氏名		

注 1 2欄は、該当するものを○で印んでください。

2 9欄は、作業中における隣地境界線上の最大の数値を記入してください。

3 10欄は、できるだけ具体的に記入してください。

## 第15号様式の2(第18条の2関係)

(平18規則39・一部改正)

第15号様式の2(第18条の2関係)

同 意 書

建築基準法第57条の2第1項の規定による指定の申請に係る当該特例敷地のそれに適用される特例容積率の限度に関する計画について、同条 第1項 の規定に基づき同意しま  
す。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象敷地の番号
- 3 対象敷地の位置
- 4 対象敷地の面積
- 5 基準容積率の限度
- 6 特例容積率の限度
- 7 現に存する建築物の容積率
- 8 その他必要な事項

同意欄				
対象敷地 との関係	土地の所在	関係者		同意年月日
		住所	氏名	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

注 1 対象敷地との関係欄は、土地についての権利関係を記入してください。

2 関係者の印は、実印を押してください。

第15号様式の3(第18条の3関係)

(平18規則39・一部改正)

第15号様式の3(第18条の3関係)

合意書

建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象敷地の番号
- 3 対象敷地の位置
- 4 対象敷地の面積
- 5 用途地域等
- 6 用途地域等ごとの基準容積率の限度
- 7 その他必要な事項

合意欄				
対象敷地 との関係	土地の所在	関係者		合意年月日
		住所	氏名	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

注 1 対象敷地との関係欄は、土地についての権利関係を記入してください。

2 関係者の印は、実印を押してください。

第15号様式の4(第18条の3関係)

(平18規則39・一部改正)

第15号様式の4(第18条の3関係)

同 意 書

建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき同意します。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象敷地の番号
- 3 対象敷地の位置
- 4 対象敷地の面積
- 5 用途地域等
- 6 用途地域等ごとの基準容積率の限度
- 7 その他必要な事項

同意欄				
対象敷地 との関係	土地の所在	関係者		同意年月日
		住所	氏名	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

注 1 対象敷地との関係欄は、土地についての権利関係を記入してください。

2 関係者の印は、実印を押してください。

第16号様式(第22条関係)

(平31規則8・一部改正)

第16号様式(第22条関係)

し尿浄化槽の概要書				
* 受理年月日				
1 建築主の住所及び氏名				
2 浄化槽事業者の氏名及び営業所名・所在地	登録又は届出番号 知事(登・届)第 号			
3 浄化槽設備士の氏名	免状交付番号 第 号			
4 設置場所				
5 建築物の用途				
6 処理対象人員	人	算定根拠	番号( )用途( ) 算定式( )	
7 単独処理、合併処理の別	単独処理・合併処理			
8 し尿浄化槽の種類	(1) 型式認定浄化槽(名称 認定番号) (2) その他			
9 し尿浄化槽の規模	人槽			
10 し尿浄化槽の構造方法	(1) 昭和55年建設省告示第1292号の区分 第( )の( ) (2) 処理方法 ( )			
11 放流水	水質	BOD mg/24h	水量	m <sup>3</sup> /日
	放流先		放流方法	自然・動力

- 注 1 \*印のある欄は、記入しないでください。  
 2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。  
 3 浄化槽事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。  
 4 6欄の算定根拠欄には、日本産業規格A3302の該当類似用途別番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。  
 5 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方法のみを記入してください。  
 6 11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

第17号様式(第22条関係)

(平19規則126・令3規則17・一部改正)

第17号様式(第22条関係)

淨化槽事業者決定届

年　月　日

(あて先)建築主事

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

次のとおり浄化槽事業者を定めたので、浜松市建築基準法施行細則第22条第2項の規定により届け出ます。

1 確認申請書等提出の年月日	
2 確認済証交付年月日及び確認済証番号	
3 浄化槽事業者の氏名及び営業所名・所在地	知事(登・届)第 号
4 浄化槽設備士の氏名	免状交付番号 第 号

注 1 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

2 確認済証の交付を受けていない場合は、2欄は記入しないでください。

第18号様式(第22条関係)

(平25規則48・全改、平28規則60・一部改正)



## 第18号様式(第22条関係)

(表)

* No.	建築・設置計画書(建築物・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)		
* 確認年月日		* 確認番号	
* 完了検査年月日		* 検査済証交付年月日	
1 建築物の名称			
2 建築物の所在地			
3 建築物の規模等	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造・木造・その他( )	
	階数	地上	階、地下
	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	工種	新築・増築・その他( )	
4 建築物の主要用途			
5 所有者	住所		
	氏名		
6 管理者	住所		
	氏名		
7 建築設備等設置者	住所		
	氏名		
8 工事施工者	氏名及び営業所		
	所名		
	所在地		
9 設計者	事務所名		
	設計者名		
	住所		
	電話番号		
10 定期報告対象用途等	対象用途		
	対象床面積 m <sup>2</sup>		
11 昇降機	エレベーター		有・無
	エスカレーター		有・無
	小荷物専用昇降機		有・無

(裏)

12 換	機械換気設備	無窓居室の数	給排気機の仕様及び台数
		居室(集会場等)の数	

気 設 備	火気使用室の数						
	中央管理式の 空気調和設備	系統の数		居室の数			
		ボイラー 有・無	基	冷却塔 有・無	基		
方 式	自然排煙・機械排煙		最大防煙区画部分の床面積 m <sup>2</sup>				
13 排 煙 設 備	場所 種別	居 室	居 室 以 外 の 室	廊 下 等	特別避難階段 及 び 付 室	非常用エレベーターの乗用 の ロ ピ 一	
	機 械 排 煙 設 備	区画 室	区画 室	区画 か 所	区画 室	区画 か 所	
	排煙機の仕様及び台数						
	予備電源(専用・共用)	発電機 V Kw					
	防 煙 壁	固定 か 所、 可動 か 所					
	排 煙 口	排煙口 か 所、 操作方法					
	排 煙 口	中央管理室制御 有・無、 煙感知器連動 有・無 か 所					
	14 非 常 用 の 照 明 装 置	別置電池・発電機・電池内蔵			照 明 器 具	白熱灯	W 台
予 備 電 源	発電機	V	Kw(専用・共用)	蛍光灯		W 台	
	蓄電池	V	Ah(専用・共用)	その他		W 台	
電気配線に 用いる電線	耐火電線・MI ケーブル・ 600ボルト二類ビニル絶縁電線・その他			白熱灯		W 台	
	停 電 檢 出 装置の位置					蛍光灯	W 台
	その他					W 台	
15 防 火 設 備	防火設備の種類					白熱灯	W 台
						蛍光灯	W 台
					その他	W 台	

注 1 \*印のある欄は、記入しないでください。

2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3 10欄の定期報告対象用途等には、建築基準法施行令第16条第1項各号及び浜松市建築基準法施行細則第6条各号に掲げる用途で該当するものを記入してください。

4 増築の場合は、既存部分を含めて記入してください。

#### 第19号様式(第22条関係)

(平19規則126・旧第18号様式繰下・一部改正、平22規則25・令3規則17・一部改正)



(表)

* No.	建 築 + 設 置 計 画 書 (エ レ ベ ー タ ー )		
*認 認 年 月 日			*確認番号
1 建 築 物 等 の 名 称	(エレベーターの呼称 号機)		
2 建 築 物 等 の 所 在 地			
3 建 築 物 等 の 用 途			
4 建 築 物 等 の 規 模	地下	階	階
5 没置者 の 住 所 及 び 氏 名			
6 管理者 の 住 所 及 び 氏 名			
7 工 事 施 工 者 の 氏 名 及 び 営 業 所 名・所 在 地			
8 用 途	9 特 别 用 途		
10 積載荷重及 び最大定員	N 人	11 定 格 速 度	1分間につき m
12 駆動方式	13 操 作 方 式		
14 床 面 積	m <sup>2</sup> (開口 m奥行き m)		
か 天井の高さ	m		
出 入 口	動式、出入口数 戸の材料	か所	
二 自 重	N		
16 卷 上 機	トフクション式・巻制式・その他		
機 電動機の定格容 量	kw		
器 主 素	規格 直径 mm 本、安全率		
等 耐震装置	機械室	昇 降 路	か 所
18 安 非止め装置	次 第 ぎ き + 早 ぎ き か ご + 約 合 お も り		
全 連絡装置	調速機式・スラック式 種 類		
装 設 置場所			
管 脈運転装置	地震時・火災時・停電時・停電時自動着床		
等 その他の安全 装 置 等	戸閉走行保護装置・各階強制停止装置・防犯 警・光電装置		
20 非常用エレベーターの非常用機能等			
か ご を 呼 反 す 装 置 の 位 置	階と中央管理室		
中 央 管 理 室 の 位 置	階		
15 構 造			
16 昇 降 路			
17 乗 用			
18 乗 場			
19 油 装 置			
20 压 力			
21 保 安			
22 附 属			
23 付 記			

注 1 \*印のある欄は、記入しないでください。

2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3 9欄には、非常用、觀光用、個人住宅用、車いす兼用等の区分を記入してください。

(表)

検査報告記録

*完了検査年月日			*検査済証交付年月日		
*報告受理年月日	*検査年月日	*記	事	*審査者	

## 第20号様式(第22条関係)

(平19規則126・旧第19号様式繰下・一部改正、令3規則17・一部改正)



## 第20号様式(第22条関係)

(表)

* No.	建築・設置計画書(エスカレーター)		
*確認年月日			*確認番号
1 建築物等の名称	(エスカレーターの呼称 号機)		
2 建築物等の所在地			
3 建築物等の用途			
4 建築物等の規模	地下	階 地上	階 m
5 設置者の住所及び氏名			
6 管理者の住所及び氏名			
7 工事施工者の氏名及び営業所名・所在地			
8 定格速度	1分につき m	9 手すり間の距離	m
10 輸送力	1時間につき 人	11 二う配	度
12 上下階床	階 m から	階 n まで	階高 m
13 操作方式			
14 材料		15 形状 階段	
ト拉斯	自重 N		
安全率			材料
16 踏段鎖	破断力 N	安全率	
17 舉動鎖	破断力 N	安全率	
18 踏段	破断力 N	安全率	
19 移動手すり	材料	20 エスカレーターの自重 N	
21 信号装置			
安全装置等	防火シャッター	連動停止 有・無	
	狭あい部等の安全対策		
	その他の安全対策		

注 1 \*印のある欄は、記入しないでください。

2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

(裏)

## 第21号様式(第22条関係)

(平19規則126・旧第20号様式繰下・一部改正、令3規則17・一部改正)



### 第21号様式(第22条関係)

(表)

* No.	建築・設置計画書(小荷物専用昇降機)				
*確認年月日				*確認番号	
1 建築物の名称	(小荷物専用昇降機 号機)				
2 建築物等の所在地					
3 建築物等の用途					
4 建築物等の規模	地下	階	地上	階	
5 設置者の住所及び氏名					
6 管理者の住所及び氏名					
7 工事施工者の氏名 及び営業所名・所在地					
8 積載荷重	N		12 昇 降 路	構造	
9 定格速度	1分につき	m		回り材料	
10 操作方式				昇降行程	
11 かご	間口	m		出し入れ口	戸の材料
奥行き	m	下端の高さ			
12 ご	高さ	m	出し入れ口 のある階	階計 か所	
自重	N				
13 機器等	巻上機	トラクション式・巻胴式・その他			
	釣合おもり	N			
	主索	直径 mm	本、安全率		
	安全装置	戸スイッチ・非常止め・戸閉め忘れ防止			
	その他の				

- 注 1 \*印のある欄は、記入しないでください

- 2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください

18

(裏)

## 第22号様式(第22条関係)

(平19規則126・令3規則17・一部改正)



(表)

* No.		建築・設置計画書(遊戯施設)				
*確認年月日				*確認番号		
1 施工場所の名称						
2 施設の所在地						
3 施設の呼称						
4 施設の分類						
5 施工主の住所及び氏名						
6 管理者の住所及び氏名						
7 工事施工者の氏名 及び営業所名・所在地						
8 施 設  の 概 要  模	客席の数	人		9 駆 動  装 置	駆動形態	回転・上昇下降・傾斜・ その他( )
	乗客の定員	人×	台		駆動方式	巻取式・油圧式・空気圧式・ その他( )
	定常走行速度又は定常円周速度	1時間につき 1分間ににつき	km m		原動機	kw 台
	回転径	大 m 小 m			運転中の油圧等	常用圧力 MPa
	高さ	客席部分の高さ m 施設の高さ m			伝達装置	
走行距離	m					
10 各 部  油 圧 装 置	基礎の構造			11 運 転  保 安	運転室	位置 構造
	基礎の大きさ				信号装置	ベル・ブザー・その他
	支柱・梁台の部材寸法				操作方法	押しボタン・ハンドル・その他
	回転台・走行台・軌条の部材寸法				制動機	電磁式・手動式
	ブランジャー	材料 内径 mm	肉厚 mm		緩衝装置	スプリング式・油圧式 空気圧式・ゴム式
パワーシリンダー	材料 内径 mm	肉厚 mm		取付位置		
圧力配管	材料					
機 器  客 席  部 分	車輪	材料			非常止め装置	構造
	車軸	材料 直径 mm 安全率			客席の保安	手すり・つかみ棒・ 安全ベルト・扉のロック
	引き上げ金具 つり上げ索	材料 安全率	寸法		非常止め装置の方法	構造
	本体	材料			安全性	く 材料 高さ m
	客席	材料			乗降場	構造 床材料
回手すり等	材料 高さ m			移動舞台	構造 床材料	

注 1 \*印のある欄は、記入しないでください。

2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

(表)

## 検査報告記録

*完了検査年月日			*検査済証交付年月日		
*報告受理年月日	*検査年月日	*記	事	*審査者	

## 第23号様式(第22条関係)

(令元規則9・令3規則17・一部改正)

## 第23号様式(第22条関係)

## 不適格建築物等報告書

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者

氏名(名称及び代表者氏名)

次のとおり建築基準法第3条第2項の規定により同法第 条 の適用を受けない建築物等を報告します。

1 管理者の住所及び氏名						
2 図書作成者の住所及び氏名						
3 敷地の位置	地名地番					
	用途地域				その他の区域・地域・地区・街区	
	防火地域	防火・準防火・指定なし				
4 主要用途						
5 面積	敷地面積	$m^2$				
	建築面積	$m^2$				
	延べ面積 建築	不適格部分	$m^2$			
		適格部分	$m^2$			
		計	$m^2$			
6 建築物等の概要	棟別符号	用 途	構 造	延べ面積 建築	階 数	
				$m^2$		
				$m^2$		
				$m^2$		
				$m^2$		
				$m^2$		
7 基準時						
8 不適格の事由						
9 特記事項						

注

- 1 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 6欄の棟別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。
- 3 9欄は、防火壁等の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。

## 第24号様式(第22条関係)

(令元規則9・令3規則17・一部改正)

## 第24号様式(第22条関係)

## 不適格建築物等変更届

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

次のとおり建築基準法第3条第2項の規定により同法第 条 の適用を受けない建築物等の変更を届け出ます。

* 登録年月日及び登録番号					
1 図書作成者の住所及び氏名					
2 敷地の位	地名地番				
	用途地域		その他の区域・地域・地区・街区		
	防火地域	防火・準防火・指定なし			
3 工事種別					
4 変更しようとする事項	基準時		変更後		
	管理者の住所及び氏名				
	主要用途				
	敷地面積		$m^2$	$m^2$	
	建築面積		$m^2$	$m^2$	
	延べ 建築面積	不適格部分	$m^2$	$m^2$	
		適格部分	$m^2$	$m^2$	
		計	$m^2$	$m^2$	
	変更後の建築物等の概要	棟別符号	用途	構造	延べ建築面積
					$m^2$
				$m^2$	
				$m^2$	
				$m^2$	
不適格の事由					
5 特記事項					

注

- 1 \*印のある欄は、記入しないでください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 4欄の棟別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。
- 4 5欄の特記事項は、防火壁等の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。

## 第24号様式の2(第23条関係)

(平19規則126・令3規則17・一部改正)

第24号様式の2(第23条関係)

確 認 事 項 變 更 届

下記事項について、届け出ます。

(あて先)建築主事

年 月 日

建築主  
設置者 氏名  
築造主  
代理者 氏名

1 確認事項

- 確認申請  計画通知  計画変更確認申請  計画変更計画通知  
イ 確認済証交付年月日  
 確認済証番号  
ハ 建築主事(指定確認検査機関)

2 建築主・設置者・築造主

- イ 氏名のフリガナ  
 氏名  
ハ 郵便番号  
ニ 住所  
ホ 電話番号

3 代理者

- イ 資格 ( )建築士 ( )登録第 号  
 氏名  
ハ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号  
ニ 郵便番号  
ホ 所在地  
ハ 電話番号

4 変更概要

5 許可・認定・承認・指定事項

第25号様式(第23条関係)

(令3規則17・一部改正)

第25号様式(第23条関係)

許可等事項変更届

下記事項について、届け出ます。

(あて先)浜松市長

年 月 日

建築主等氏名

代理人氏名

1 許可・認定・承認

許可申請 認定申請 承認申請

イ 許可等年月日

ロ 許可等番号

2 建築主等

イ 氏名のフリガナ

ロ 氏名

ハ 郵便番号

ニ 住所

ホ 電話番号

3 代理人

イ 資格 ( )建築士 ( )登録第 号

ロ 氏名

ハ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号

ニ 郵便番号

ホ 所在地

ヘ 電話番号

4 変更概要

5 確認事項

第26号様式(第23条関係)

(平19規則126・令3規則17・一部改正)



第26号様式(第23条関係)

取下げる・取りやめ届  
(第一面)

下記事項について、届け出ます。

(あて先)浜松市長  
建築主事

年　月　日

建築主等氏名  
代理人氏名

1 届出区分

申請取下げ届  建築工事取りやめ届

2 受付事項

イ 受付年月日  
ロ 受付番号

3 確認検査事項

確認申請  計画変更確認申請  中間検査申請  完了検査申請  
 計画通知  計画変更計画通知  特定工程工事終了通知  完了通知

イ 確認等年月日  
ロ 確認等番号

ハ 建築主事(指定確認検査機関)

4 許可・認定・承認事項

許可申請  認定申請  承認申請

イ 許可等年月日  
ロ 許可等番号

5 建築主等

イ 氏名のフリガナ  
ロ 氏名  
ハ 郵便番号

ニ 住所

ホ 電話番号

6 代理人

イ 資格 ( )建築士 ( )登録第 号  
ロ 氏名  
ハ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号  
ニ 郵便番号  
ホ 所在地  
ヘ 電話番号

(第二面)

取下げ・取りやめに関する事項

1 地点地図

2 住居表示

3 建築物の概要

イ 主要用途(区分) )

ロ 工事種別

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

(申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

ハ 建築面積( ) ( ) ( ) ( )

ニ 延べ面積( ) ( ) ( ) ( )

ホ 敷地面積

ヘ 建築物の名称

4 取下げ・取りやめ理由

5 備考

#### 第27号様式(第23条関係)

(平19規則126・全改、平28規則60・令3規則17・一部改正)

第27号様式(第23条関係)

特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更・休止・再使用・除却届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

特定建築物	変更した 変更したい		
特定建築設備等	について、次のとおり	休止した	ので、浜松市建築基準法施
昇降機等		再使用したい	
		除却した	

行細則第23条第5項の規定により届け出ます。

1 建築物の所在地及び名称		
2 特定建築設備等・昇降機等の種類及び概要		
届出事項	所有者の住所又は氏名の変更	新 旧 変更年月日
	管理者の住所又は氏名の変更	新 旧 変更年月日
	建築物の名称の変更	新 旧 変更年月日
特定建築物の用途の変更	新 旧 変更年月日	
特定建築設備等・昇降機等の部分の構造の変更	内容 施工時期	
休止年月日		
再使用年月日		
除却年月日		
4 休止の理由 除却		
5 台帳番号		
6 メーカー名		

注 1 不要な文字は、抹消してください。

2 3欄の特定建築設備等・昇降機等の部分の構造の変更とは、確認申請を要しないものをおいいます。この場合、変更の詳細を記した図書を添えてください。

第28号様式(第24条関係)

(令3規則17・一部改正)

第28号様式(第24条関係)

照 会 書

年 月 日

(あて先)浜松市長

住 所(所在地)

届出者

氏 名(名称及び代表者氏名)

次のとおり建築基準法第77条の32第1項の規定により確認検査の適正な実施のため必要な事項について照会します。

1 照会条文	
2 照会内容	

注 必要に応じ照会の内容がわかる図書を添えてください。